

健康ちば地域・職域連携推進協議会運営要綱

(設置)

第 1 条 千葉県地域・職域連携推進事業実施要綱第 3 の (1) に基づき、同要綱第 3 (2) に規定する県協議会として、「健康ちば地域・職域連携推進協議会」(以下「県協議会」という。)を開催する。

なお、この協議会は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく、附属機関の性質を有しない。

(協議事項)

第 2 条 県協議会は、広域的な地域・職域連携を図り、地域の実情に応じた協力体制による生涯を通じた継続的な保健サービスの提供・健康管理体制を整備・構築するとともに、健康ちば 21 (県健康増進計画) の推進に寄与するため、次の事項を協議する。

- (1) 県民の健康課題の明確化に関すること。
- (2) 健康ちば 21 の策定、推進及び実績の評価に関する協議並びに検討等に関すること。
- (3) 保健事業情報の交換及び健康情報の分析、共有等に関すること。
- (4) 連携事業に係る実施計画の策定、推進及び事業評価に関すること。
- (5) 保健関係資源の相互有効活用に関すること。
- (6) 保健所圏協議会の取組についての広域的な調整に関すること。
- (7) その他、広域的な地域・職域連携の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 県協議会は、地域保健関係機関及び職域保健関係機関、健診機関、保健医療関係団体、学識経験者、県民・就労者の代表等の委員をもって構成する。

- 2 県協議会に会長及び副会長を置くこととし、会長は委員の互選によって選出し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 会議は、必要に応じて県が招集し、議長は会長が務めるものとする。

- 2 県は、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(作業部会)

第5条 第2条に掲げる業務を円滑に推進するため、必要に応じて作業部会を置くことができる。

(事務局)

第6条 県協議会の庶務は、健康福祉部健康づくり支援課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は県が別に定める。

第8条 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成29年4月12日から施行する。